船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第19号	
事故等名	漁船第八利豊丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年5月27日03時00分ごろ	
発生場所	宮城県仙台湾	
調査の経過	調査の概要:平成21年2月9日　仙台・地方事故調査官が海難報告書を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報 船種・船名・総トン数 漁船登録番号 船舶所有者	 漁船　第八利豊丸　10トン MG2－5611 個人所有	
乗組員等に関する情報	船長　一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	主機の2番及び6番シリンダのピストン等が損傷	
事故等の経過	本船は、仙台湾での操業を終えて宮城県石巻港へ帰港中、平成20年5月27日03時00分ごろ、異音の発生とともに主機が停止し、潤滑油量等を確認して再始動したが白煙が噴き出したため、僚船に曳航を依頼して帰港した。帰港後、機関整備業者に点検を依頼した結果、燃料油フィードポンプのシール部が経年劣化し、潤滑油に燃料油が混入して、性状が劣化し、潤滑不良となっていた。 当時の天候は晴で、風力7の北風が吹き、潮候は上げ潮初期であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 主機燃料油フィードポンプのシール部が劣化し、漏油した燃料が潤滑油に混入して性状劣化し、潤滑不良が生じたものと考えられる。
原因	本インシデントは、主機燃料油フィードポンプのシール部が劣化し、漏油した燃料油が潤滑油に混入したため、潤滑油の性状が劣化し、潤滑が阻害されて主機が損傷したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	